

大さん通信

発行: JR東海労新幹線関西地本
編集: 年休裁判プロジェクト
2018年11月20日 No.9

苦情申告票

日付 2018年11月9日 所属 大阪第二運輸所 氏名 浦谷 幸二

件名 「年休の取り消しを認めない対応について」

苦情申告の理由

先月、11月15～16日の415行路の勤務について年休を申し込んだ。10月25日の勤務発表では年休が発給されていなかった。11月4日、中川助役に対して、11月15日～16日に申し込んでる年休を取り消したいと申告したが、「収集がつかなくなる。調べてみないと分からない」との対応であった。11月6日、舟橋運転科長から、「問い合わせた結果、取り消しは出来ない。理由はない。」との話があった。10月25日に発表した勤務指定表（乗組交番月）において、年休を申し込んだ11月15日～16日は年休とはならず行路が指定されていた。結果、私の年休の取り扱い、勤務確定の5日前（11月10日）に会社が時季変更権を行使するかしないかを判断することを待つしかなかった。11月4日、年休の取り消しを中川助役に申告すると、「取り消しが出来ない」回答を行った。勤務が確定するとする5日前より以前の11月4日に申し出ているのであり、仮にその時点で年休の時季指定した権利が有効であるなら、その年休権を行使するかしないのか（取り消すか）は私の権利である。よって取り消しを求めたことは正当な行為であるため、その取り消しを認めない会社の対応は不当である。

苦情申告票

日付 2018年11月9日 所属 大阪第二運輸所 氏名 浦谷 幸二

件名 年次有給休暇を本人の申告を無視して発給した問題について

苦情申告の理由

11月15～16日の415行路の勤務について年休を申し込んだ年次有給休暇の取り消しを求めて、11月4日に中川助役に申告した。11月6日は、舟橋運転科長に対し、取り消しの申し出をしたが、納得のいかない対応であったため、「取り消しを認めない対応について」の苦情申告票を11月9日に提出した。11月10日、勤務表を見ると11月15日の年休が発給されており、再三、取り消しを求めたにも関わらず勝手に私の年休を使ったことに対して舟橋運転科長へ抗議を行った。申し込んだ年休の取り消しを認めない対応と、勝手に年休を発給した行為について抗議し苦情申告する。